

議会だより発行準備特別委員会会議録

(令和5年7月24日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会議会だより発行準備特別委員会会議録

本日の会議 令和5年7月24日（月）

招集場所 議員協議会室

出席委員

委員長	金 繁 典 子	副委員長	少 林 法 子
委 員	尾 崎 恵 一	委 員	嘉 喜 山 茂
委 員	池 田 栄 次	委 員	吉 田 茂 生

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長 佐々木史仁

傍聴委員外議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 本 多 幸 雄 局長補佐 藤 本 吉 信

説明のため出席した者

なし

本日の委員会に付した案件

□「議会だよりの発行準備に関する調査研究」

- (1) 愛南町議会だより発行要領について
- (2) 愛南町議会だより編集要領について
- (3) その他

開 会 10時00分

閉 会 11時30分

○**少林副委員長** それでは時間となりましたので、会を始めたいと思います。今日はお忙しい中どうもありがとうございました。それでは委員長、お願いします。

○**金繁委員長** おはようございます。暑い中お疲れさまです。

第1回の議会だより発行準備特別委員会ということで、今日は議会だよりの発行要領と、それから愛南町議会だより編集要綱について、大体の形を作っていきたいと思います。8月、9月と研修も予定しておりますので、最終決定というよりは、そこでまた、よりよい考えなどがあれば、また取り入れるという柔軟な方向でいきましょうということで、この前ざつくばらんに協議会では話したところですが、一応の形を今日、出来たらと思います。

最後にまたその他があれば、よろしくお願いします。

では早速、議会だよりの発行要領について事務局の案をたたき台にさせていただいて、話し合っていけたらと思います。

まず1番の議会だよりの名称なんですけれども、皆さん、これなかなか難しいと思うんですが、この前ね、固い議会だよりがメインじゃなくて、こうほかの町ですと、どこだったかは「青空」とかね、ありますけど、違う、町の名前とは違う名前にしたいというような意見もありましたがいかがでしょうか。何かアイデアありますか。

これはどうしましょう。これ1番難しかったりしてね。

嘉喜山委員、お願いします。

○**嘉喜山委員** もうちょっと時間をかけて、検討したほうがええんじゃないですかね。なかなかすぐに決めにくい。

あったほうがいいと思うんやけど。

○**金繁委員長** これはあの、研修の行き帰りのね、バスの中とかこう、ざつくばらんに話せるときのほうがいろいろとアイデアがね、みんなから出てくるかもしれないので、今、嘉喜山委員がおっしゃったように、これもうちょっと時間を置いて考えましょう。

2つ目の発行日なんですけれども、年4回、議会の後にということで事務局案としては、6月1日、9月1日、12月1日、3月1日ということになっております。

3月議会の内容が6月ですね。6月議会の内容が9月ということで、3か月ごとということなんですが、これについてはいかがですか。

すいません、事務局、確認なんですけれどもよろしいですか。3月議会の内容を6月1日発行日ということで、6月号「広報あいなん」の6月号が6月の頭ですかね、あれは。

○**金繁委員長** すいません説明をお願いします。

もし同時に配布するとしたら、配布の時期がいつになるのか。

○**本多事務局長** お答えします。

広報の発行についてはですね、月の初めだったと思うんですけども、ただ、月の初めに発行するので、実際にですね、行政協力員に配るのは前月の末のほうになると思います。

以上です。

○**金繁委員長** ありがとうございます。

なので実際には6月ではなく5月の末から、町民の下には手元には行くこととなります。ほかの議会を見ても、内子町が3月議会については5月発行とか、6月議会には8月発行ということで、大体同じかなあという感じはするんですけども、どうですかね皆さん。

御意見。

尾崎委員。

○尾崎委員 年4回、議会定例会を中心とした内容で年4回、やっぱりこれは適正かなと思います。1日の発行についても「広報あいなん」と共にということなんで、それがいいのかなと。別々にすると、ようけまた、いろんな部分で、……いっばいあるので私はこの年4回と、1日「広報あいなん」と一緒に配布ということに……。

○金繁委員長 そうですね。ありがとうございます。

ほかに。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 発行日と部数、ページ数も含めてちょっと意見を言わさしてもらいます。

執行部側の広報っていうのは、4月の終わりに発行する分には3月議会のことが載るはずなんですよ。ですよ。

○金繁委員長 何か5月号になる。

○金繁委員長 局長、お願いします。

○本多事務局長 4月号の広報に載せる原稿はですね、締切りは3月のですね頭ぐらいになると思います。なんで、3月議会についてはですね、恐らく5月とかぐらいになるのかなと思ってます。

以上です。

○嘉喜山委員 結局、それを考えると議会だよりを発行した場合、タイムロスが出てくる。だからその内容もちょっと考えんといけんという思いをします。僕の基本は、紙ベースは年に1回、あとは議会のホームページの中で全てやっていくというのが、僕の考えです。年4回発行するってのは別にええと思うんですけど、やはり内容がちょっと、内容を考えんとかこれまた問題になるかなと。どうしても、執行部側とはちょっと若干違うてくるし、それを違いを出すとすればですよ、そういう議会での議決した内容とか予算とかっていうのは、もう、今でも広報に載りよるんだから、これは載せる必要はないだろうなと思うとるんですよ。

○金繁委員長 嘉喜山委員の御意見は、今、年4回の発行で検討していますが、これは紙では年1回でいいということですよ。その件ともう1点は。

最後に言われたのは。

○嘉喜山委員 載せる内容。

○金繁委員長 その点に関して思ったんですけど、今ですね「広報あいなん」の中に議会の報告が、議案のね決議の結果が書かれていますけれども、これは皆さんの御理解と御意見をいただきましたんですけど、私の理解では、この中に「広報あいなん」の中に入っている議会の議決だけでは、一般質問の内容とか議案の内容とかも分からないので、議会独自の議会だよりを出しましょうということかなと思うんですけども、その点は皆さんいいですか。ですので、議会独自の議会だよりができればこの「広報あいなん」の中には、もう審議の結果とかは掲載していただく必要がなくなると。ほかの町もそうなんですけど、独自にね議会だよりを出せば、もう別個にこう二元代表それぞれが出すということになると思うんですが、その理解はいかがですか。

尾崎委員。

○尾崎委員 かぶる必要は一切ないですよ。議会だよりでもう1回出したら「広報あいなん」側もそこはもう一切のけて、かわりに頑張って紙面があれば「広報あいなん」に別のこと……いいかと思います。

○金繁委員長 ですよ。なので、もうこちらに載せる必要がなくなるという理解でよろしいですか。どこの議会もそうなんですけど。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 いやそれは、やはり早く出す、伝えることを考えれば、それはやはり行政側の分に、また行政側の議案として出すわけだから僕はそっちに出すべきだろうなと思ってます。

○金繁委員長 それを出すかどうかというのは、行政の判断ということになるかなと思うんですよ。そこに議会がコミットするっていうことは、なくなるかと思うんですけど、今までは局長、議会のほうから原稿を出しているんですよ、この「広報あいなん」に載せていただく議会情報というのは。

本多事務局長、お願いします。

○本多事務局長 そのとおりです。議会のほうから出しております。

以上です。

○金繁委員長 ですので、これからも「広報あいなん」に載せていただくというのであれば、議会から情報を出す必要っていうのがなくなるのではないかと。独自のものをいせばと思うんですけど、皆さんどうですかね。それはもう行政が出すものなので、もう行政にお任せするというでいいのではないかとと思うんですけど、私たちはこの議会だよりを出すことに集中すべきではないかと思うんですけど、どうでしょうか。

いいですか。

それでは。

(発言する者あり)

○金繁委員長 ほかに異論なければ。

池田委員。

○池田委員 今のことについて。

○金繁委員長 はい、どうぞ。異論なければ、別件ですか。

(発言する者あり)

○金繁委員長 はい。

○嘉喜山委員 そこは今までどおり執行部の中で、ある程度の概要は早く伝えるべきだと思ってるので。

○金繁委員長 分かりました。それは執行部がどういう情報を出したいかっていうのはまた協議してやればいかなと。今、議会だより発行委員会で独自の議会だよりを出す、この内容について決めるので、こっちのほうに絞っていいですか。

(発言する者あり)

○金繁委員長 いやそれは議会だよりなので、やっぱりダブるかどうかっていうよりもここは議会が責任を持って出す部分ですので、それは議会独自に出さないといけないと思いますけど、それはね、後ほどですね載せる内容ということでこれ、審議結果を載せるっていうふうにあるので、そっちで議論していいですか。

今は出す時期について、戻りたいと思います。

池田委員、何か。

○池田委員 時期についてですね、時期については異論はないですが、もともと、前ちらっと申し上げたことあると思うんですが、今、その広報に議会からのお知らせっていうのが出ておりま

すよね。それを充実させて、議員が責任を持って編集して、ページ数を多くなるとは思いますが今の広報の中に議会だよりとして入れていくと。

○金繁委員長 ちょっと前提条件が違って来るんですけどね。

○池田委員 最後に、いや、これもう意見として聞いてもらうたらええんよ。最後に、最後の4回出しますよね。最後の1号だけは紙ベースで出すとか、そういう方法がいいんじゃないかなという意見です。

○金繁委員長 ほかに御意見ありますか。

吉田委員。

○吉田委員 取りあえずこれ概算で決めていかなきゃまずいんですけども、基本的な発行日っていうのは僕は年4回発行でいいのかなと。多分ですね「広報あいなん」と少しかぶったりすることがあると思うんですけども、ここは議会として町民の皆様はどういう形でお伝えするかっていうのは重要なテーマなので、そこはしっかりと、その議会だよりの中で僕も本当は紙、廃止のペーパーレスのほうがいいと思うんですけど、なかなかそこまで高齢化してるんで、なかなかそこは難しいのかなと。時期をみてもそれがね、ペーパーレスになれば1番理想なんですけども、なかなかそこまではいかないんで、取りあえずは年4回の発行でいいんじゃないかなというふうに私は思います。

○金繁委員長 まだ発言されない副委員長、どうですか。

○少林副委員長 いいですか。私も基本的に4回、紙ベースでということで良いのではないかと思います。

私もこれが一番最適だろうなと思います。

○金繁委員長 では、紙ベースで年1回という御意見がね、嘉喜山委員と池田委員から出されたんですけども、取りあえず4回で紙ベースも出すということで、これまで視察してきたところと同様にやってみるということでもよろしいでしょうか。

今日、これまで視察してきたところの要綱も少し、関係するところだけコピーをして皆さんの御手元に配付資料として配付させていただいてます。この福島町議会と御船町議会についてなんですけど、定期的に出す以外にですね、例えば福島町議会ですと第5条のところに速報版と。だから定期の年4回だけじゃなくて、速報版というのを出しているということなんです。必要に応じて出していると。御船町についても第6条にですね、発行時期を変更し、または臨時に発行することができるということで、臨機応変に発行することができるということも規定しています。これについて、それも明記しておくかどうかなんですけど、そもそもその発行時期、うちは6月1日と日にちまで指定しているんですが、通常出版業界で発行日というのは別にその日に出さなければならないという意味ではないんですね。6月1日と書いていても、5月末に実際には出してもいいし6月の後に出してもいい。大体の目安というのが、出版界のあれなので6月1日と書いていても、その前後しても大丈夫ではあるんですけども、この定期のもの以外に臨時を発行するか、それとも発行時期を変更できるということまで明記して置くかなんですけど、この点についてはいかがでしょうか。必要性としては、臨時会とか何かね、特別の例えばコロナのようなことが突発的にあったときとか防災のこととか、突発的にあったときに議会として特別委員会を立ち上げて何か検討するとか、動きがあってそれを町民に伝えたいというときかなとは思いますが、どうでしょうかね。

この点について何か御意見ありますか。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 そういうときこそ、ネットを使うべきじゃないかなと思うんですけど。特に紙ベースじゃなくて。

○金繁委員長 そうですねスピード的にはね、ウェブのほうが早いのでウェブに載せることが重要になってくるかと思うんですけども、先ほど吉田委員が言われたように理想ではあるんですが、ただ高齢化の進んだ町であるっていうことを考えると、一応その紙で出すっていうことも大事になってくるのかなとは私も思いますが、どうですかねほかの方、このとき臨時号っていうのは、16ページとか20ページとかのこういうものを出すのではなくて、例えばA4ね1枚2枚とかそういうこともありうるのかなとは思うんですけども、どうですか。

少林委員。

○少林副委員長 滅多にあることではないでしょ。ということで私たちが動きがとりやすいように、その一つ入れとったら、おかしいもんじゃないなと。入れとったら良いかなというふうに思います。

○金繁委員長 ほかの方いかがでしょうか。

尾崎委員。

○尾崎委員 臨時議会と非常に重要な議案等は時にはこういった形で、速やかに発行することも必要かと思えますんで、これを臨時会の・・・・・・に発行するということは、入れとっても、入れとるから必ずっていうわけじゃなさそうですね、先ほど少林委員がおっしゃったように入れとってもかまんなかと思えます。

○金繁委員長 吉田委員。

○吉田委員 これ、例えば変な話、変な話じゃないか、普通の話なんですけど、例えば今回議会が例えばありますよと。何月何日ありますよっていう例えば告知をすると。それは例えば紙1枚ペラでいいわけですよ。どっかみたいにチラシなのか、どうなのかは別にして、これは速報版にはならない。議会だよりとして、何月何日から定例議会が始まりますと。これを例えば紙切れ1枚、3月だったら2月のその何ていうですかね告知ですからそれは難しくないんで、これも速報版として出すのであれば、もうこれ一文は入れておかなきゃなんないとは思いますが。そういうことがもし可能であればですよ。

○金繁委員長 そうですね。なるほど、確かにこの年4回出すこの定期版以外のもの、速報版という意味では、そういう告知も速報として入ってくる範囲内かなと思えますね。

(発言する者あり)

○金繁委員長 そうですね。

はい、どうぞ、ごめんなさい。今の流れで、いやいいですか。

○吉田委員 こっちのほうでして、それも含めて速報版としてくくるのであれば議会指定は4回と、これはもう決まりますよね。それ以外で発行することもあるのを速報版という形にするのかどうか臨時も含めて、それから告知も含めて、そのお金をかけずにということですよ。それは可能なのかなというふうには思いますけど、それを速報版として出すのであれば速報版がいいのかどうか、臨時版というんですかね、名称は別にしてね、それは入れておいてもいいんじゃない、出す出さないは別にして、それはとりあえず多く含めて、とらえればいいんじゃないかなとは思いますが。

○金繁委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 議会の承認となると、わざわざ臨時議会開いて、速報版出すかどうかを審議するということになるんですが。

○金繁委員長 これ多分承認なんで議決じゃなくて、多分全協じゃないかなと思います。
(発言する者あり)

○金繁委員長 議会ではなく、議運の承認。

どうなんですかね。

事務局長。

法的にはどうなんですか。お願いします。

○本多事務局長 あくまでも議会だよりのですね、発行については恐らく今度、議会だよりの常任委員会というのが出来て、そこが議会だよりの発行についてはですね、編集については議会から付託される形だと思います。ただ最終的なですね決定については、恐らく議長が行うことなのかというちょっとイメージを持ってるんですけども、あと一応臨時版の話は出ておりますけども、私の中のイメージではですね、恐らく頻繁に発行されることはないとは思ってます。一般の年4回の定時の発行のもの、もし作るとしたらですね、それだけでもそこその編集量があるので、臨時版を出すとなると、また更に、かなりですね作業がかさむので、一応その辺りは、頭においていただいた方がいいのかなというふうには考えております。

以上です。

○金繁委員長 ありがとうございます。ですので、議長、議会というより議長になるんですかね、最終的には。

吉田委員。

○吉田委員 第5条のところを、これをうまく使っていただいて出す出さないは別にして、こういう形で臨時もひょっとしたらあるかもしれませんので、5条みたいな形で入れるのはいいんじゃないかなと。

○金繁委員長 議会の承認という形にしてあげば。

(発言する者あり)

○金繁委員長 全て包摂するので、そうしたら議長という意味も含むので、尾崎委員よろしいでしょうか。これを入れるということで、よろしいですかね。

○金繁委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 速報版というのは、僕はちょっと言葉を変えるべきだろうと思ってます。臨時に発行する場合は、特に必要な第4条、例にとれば特に必要な事項については、臨時に発行することができる。5条は、臨時に発行する場合は議長の承認を得た後、速やかに発行かなという気がします。

○金繁委員長 嘉喜山委員のポイントは、すいません。

○嘉喜山委員 速報ではなく、臨時。

○金繁委員長 臨時という言葉にしたほうが良いということと、その理由は。

(発言する者あり)

○金繁委員長 その理由は何ですか。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 確かにその臨時議会を、速報なのかもしれんけど、これってその速報という表現までしなくてもいいという、ちょっと速報っていうのは違和感があるなというところですよ。

- 金繁委員長 あとその議長と明記したほうが良いということですよ。その理由は何ですか。
- 嘉喜山委員 議長っていうのは、結局議会を代表するのは議長であって、最終的に議長が責任をとるべきだろうなと思ってますんで、議長が最終的に誰にどのように判断を仰ぐかっていうのはまたこれ、議長が判断することなんで、という意味合いです。
- 金繁委員長 なるほど。ほかに、この点について御意見ないですか。
- 吉田委員は、御船町じゃなくて福島町の5条4項の文面で、嘉喜山委員は、更にこう絞ったような形ですよ。代表である議長の判断でっていうことなんですけど、と速報という広い意味の構成するような表現ではなくて臨時という、必要がある場合はという限定的にしたいということなんですけれども、限定的なものにするか広範囲なものに置いておくか。
- 池田委員。
- 池田委員 今の時点で、今から出すということではいろいろと、いろんな事態に対する対処も必要だとは思いますが、そういう考慮していくことも必要だとは思いますが、あんまり広くするよりか、やっぱり臨時版出すにしても限定しとって取りあえずは年4回定時版といいますか議会サイドで出すことが第1案だと思いで、あんまり範囲を広げないように今のところはしとくほうが良いんじゃないかと思います。それは、おっつけいろんな問題が出てくると思うんで、そのときにこう広げていくように、今、大風呂敷広げてしまうと、まだ全然編集もまだ来てないということ。
- これ、大風呂敷は広げないほうが良いと思います。
- 金繁委員長 あの大風呂敷というほどでもないかなと思います。まず、これやらなくてもいいことなんで先ほど少林委員が発言しましたように、自由に動けるように広くとっておくか、それとも限定的にしておくかというレベルの話だと思いますが、尾崎委員は発言されましたかね。この件に対して、臨時号っておっしゃったんですかね。尾崎委員は。
- 尾崎委員 臨時で議会というか議長に承認……。
- (発言する者あり)
- 金繁委員長 嘉喜山委員。
- 嘉喜山委員 今審議しようなのは、発行要領の中よな。違う。
- 今は、紙の資料の分にちょっと入ってますよね。
- それであればここ発行日、ここに、ただし臨時に発行することができるとか、そのぐらいつけ加えたんでこれ、いいんじゃないかなという。
- 金繁委員長 そうですね。
- そうですね。そうしましょう。これは吉田議員がおっしゃったのをちょっと似てるんですけど言葉が少し違いますけど。ただし、臨時号を発行することができるというレベルでよろしいですか。
- 吉田委員。
- 吉田委員 これ、要綱はどれだけ。これ常任委員会が出来た段階で、ごめんなさい。
- いや、要綱の1条、2条、3条で作るじゃないですか。これは、この日よりではないですよ。要綱。要綱。要綱要項。
- 金繁委員長 要綱はまた別です。なんで今、嘉喜山委員がおっしゃったように、ここはあっさり「臨時号を出すことができる」でいいですね。
- 次、発行部数1万200部、これは「広報あいなん」を参考にされた同じ部数ということで

よろしいですかね、事務局長。

これはよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○金繁委員長 ページ数、基本的には16ページということで増減はありということも含んでいるかと思うんですけど、基本ということなので、これでよろしいですか。

仕様について、A4版、表紙裏表紙は4色カラーでその他は2色刷りとすると。表裏だけカラーで、中は2色刷りということなんですが、内子町とかは全部カラーでしたね。これ見積りとかとってみて、どっちがね、どのぐらい違うのかっていうので検討してもいいかと思うんですけど皆さんどうですかね、もうここで決めておきますか。安いことは安いと思うんですけど、2色刷りのほうが。

吉田委員。

○吉田委員 写真を多く使うということでしたよね。分かりやすく。そうしたら2色よりもカラーでしないと効果のないような気がします。

○金繁委員長 おっしゃるとおりです。

嘉喜山委員、どうぞ。

○嘉喜山委員 同じ意見です。やはり、そんなに、多分変わらないと思うので単価的には。

○金繁委員長 カラーで。

ほかに御意見ありますか。

尾崎委員。

○尾崎委員 同感です。

○金繁委員長 異論なければ、「その他2色刷りにする」は、ちょっと消しておきますかね。消してというか、「表裏表紙は」を消して「A4判4色カラー刷りとする」と、原則しときますか。

次、構成なんですが1ページ当たりの構成は1行15文字×33行×4段組み、1980文字を基本とするということです。ちなみに「広報あいなん」行政のほうはですね、14文字で結構本当にでかいんですよ。勝浦が15文字、内子はちょっと小さめですね16文字でした。でも、勝浦の15文字はこのぐらいだったら読めるんじゃないかなあ、という大きさではあります。いいですか、皆さん。

(発言する者あり)

○金繁委員長 大きさ。高齢化社会であるという地域であるということを考えると、どうかなと思って。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 確か「広報あいなん」のポイントを変えたときに、1番読みやすいのが今のポイントやって、確か聞いたんで、だからそれを基本にすべきじゃないですかね。ちょっと、こまい。

事務局、どうやった。

○金繁委員長 13です、あいなん。

事務局長、お願いします。

○本多事務局長 「広報あいなん」のですね、ちょっと編集方針でちょっとそこまではまだ実は確認出来てないんですけども、確かに以前ですね、フォントについては協議があって、今のフォントサイズに落ちついたのかなという、ちょっと認識はあります。ただ、今のですね広報につ

いては、ちょっと編集ソフトによってですね、ここに今日15文字33行と書いてますけども、実際フォント数は若干変わるみたいですよ。編集ソフトによってですね、一応これあくまでも参考ってことで考えておいていただきたいと思います。恐らく今の「広報あいなん」を見ても全てのポイントが一つ、同じ大きさではないと思います。

○**金繁委員長** そうです。ページによってはすごく小さかったりします。それと勝浦町の場合は、行間を結構あけて非常に読みやすくなります。だから15入れても、十分読みやすい。一応この15で決めておいて、いろんな9月に視察にね、編集の視察に行くので、そこでほかの町の広報もたくさん見て最終的に決めてもいいかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

よろしいですかね。一応今の案で、いきたいと思います。

文字フォント、UDデジタル教科書体、これは文字の読み書きに限定した困難のある方のために開発された書体であるということです。これは、実際「広報あいなん」のものと同じになるということです。

よろしいですか。文字サイズは11.34ポイント、基本的にはということで、これもページレイアウトとかによっては、より大きくなったり小さくなったり「広報あいなん」みたいになるかということだと思うんですけど、よろしいですか、基本は。

配布先「広報あいなん」とともに次の配布先に配布する。愛南町ホームページ掲載、町内全世帯、保育所、小中学校、公民館、御荘文化センター、社協、商工会、農協、漁協、郵便局、銀行です。

ほかにこういうのがあればということ、もう1点愛南町ホームページ掲載ってあるんですがこれ議会ホームページという意味ではないんですかね。

事務局長、お願いします。

○**本多事務局長** 愛南町のホームページ掲載というのは、愛南町のホームページの議会のコーナーにというイメージを持っています。

以上です。

○**金繁委員長** 確認でした。これ以外に皆さん、置いたほうがいいのかあれば。あの、コンビニによっては「広報あいなん」置いてるってところがあると聞くんですけど、事務局長どうなんでしょうか。

事務局長。

○**本多事務局長** 一応この案をつくった際はですね、コンビニは入れてはないんですけども「広報あいなん」とですね同様に配布するということでしたら、今コンビニにもですね配布できるので、同じ配布ルートでってことを考えたらどうかというふうには考えております。

以上です。

○**金繁委員長** どうでしょう。同じ配布ルートで、よろしいですか。それから組に入っていない方、世帯ですね、その自治会に入っていない世帯への配布というのは、区長さんからの配布は今「広報あいなん」はしてないと思うんですけども、その対応はどうしますかね皆さん。

嘉喜山委員。

○**嘉喜山委員** 入ってなくても配りよところもあるみたいなんで、それ以外のところについてはやはり、こういうふうなところに置くことによって、ある程度カバーできると思います。

○**金繁委員長** カバーできると、そう考えていいですかね。

事務局長、何かありますか。

○**本多事務局長** 配布の関係なんですけども、これは一応地域振興費でしたかね、そちらのほうのですね、算定基礎となりますので、一応、愛南町としては、全ての世帯に配ってほしいということで、行政区をお願いしております。ただ、行政区によってはやはり組入りしてない部分についてはですね、お配りしないという部分があるので、それをカバーする方法として、公民館とかに置いたりとかですね、支所に置いたりとか、またはコンビニに置いてるというふうに理解をしていただきたいと思います。

以上です。

○**金繁委員長** では「広報あいなん」と先ほど嘉喜山委員がおっしゃったように「広報あいなん」と原則一緒に、漏れているところに対してはこういう郵便局とかコンビニとかでカバーしていただくと。「広報あいなん」と同じように配布するということがよろしいですかね。異論なければ、これは、発行要領のほうは終わりたいと思います。

続きまして、愛南町議会だより編集要領のほうに入ります。

では、1から5まで事務局のたたき台をもとに決めていきたいと思います。

1、基本姿勢、議会だよりの編集に当たっては、愛南町議会基本条例第3条第1号及び第2号の議会の活動原則に則り、議会活動全般及び町政に係る重要な情報を公正で客観的にとらえて、町民に提供するとともに、町民の意見を聴取し、町民と議会の意思疎通を図るためのかけ橋となるような紙面となるよう努めることとする。

これについて、何か御意見ありますか。

御手元にお配りした福島町と御船町の編集発行に関する要綱の目的のところと基本姿勢、同じようなことを書いてあると思うんですけど、ニュアンスがちょっと違うかなという感じはしています。

少林委員。

○**少林副委員長** この幾つかのを見てですね、本町が町民の意見を聞いて、意思疎通を図るかけ橋っていうレベルが、これが基本姿勢になってるんですが、さらに一歩進んでですね、町民が本当にまちづくりに参画するというような立場を生かした、例えば福島のもうこれ情報共有することによって協働のまちづくりを目指そうという、こういう言葉が入ったほうがいいのではないかなというふうに思いました。

○**金繁委員長** 福島町の議会は、町民と議会議員の情報共有による協働のまちづくりを目指し、議会だより等の広報広聴活動の充実を図ることを趣旨として、必要な事項を定めることを目的とすると。御船町のほうは、議会の活動状況を広く町民に周知するとともに町民の議会に対する理解と関心を高めることを目的とするということで、愛南町の今のたたき台は、意思疎通を図るためのかけ橋ということが、気になってるかなと思いますが、どうですかね。福島町ちょっと踏み込んでますよね。一緒にまちづくりを、情報共有して協働のまちづくりを目指そうということに踏み込んでるような表現なってますけど、いかがでしょうか皆さん。

何か御意見。

なければちょっと私、いいですか。今、少林副委員長が言われたこととちょっとずれるんですけど、愛南町のたたき台の「町民の意見を聴取し」ってのが、ちょっとかたい感じがしていて、福島町とかだと、「町民の意見、情報を集約し」というふうに書いてあって、若干やわらかいかなという気はしたんですけど、どうですか。別に特に変わりはないという判断であればこのままでもいいですし。

吉田委員。

○吉田委員 今回この議会だよりを発行することの一つの理由の中に、要は町民と議会との溝をなくしていこうと。当然、議会として現場に出ていくっていうのもあるし、その中で、ひとつ議会だよりを発行しましょうということなんで、協働まちづくりまでは、必要ないんじゃないかな。議会の活動の状況報告ですよ、それを住民と共有する。中には町民からの意見も集約して、それを入れていく。そういったことも含めて余りこう、何ていうんですかね、協働のまちづくりまで目指すと、これは町も自治体も当然絡んでいかなきゃなんないんで、これはあくまでも議会と町民との溝をなくしていくということが1番の目的なので、そこまでは踏み入る必要はないんじゃないかなというふうに私は思います。

○金繁委員長 少林委員。

○少林副委員長 ここ基本姿勢だし、この福島町のは目的がまたちょっと違うかなと思っていますが、さっきの委員長がおっしゃってました「町民の意見を聴取して」は、やっぱりちょっと上から目線かなっていう気はしますね。もう少し、表現を変えた方がいいのかなとは思っています。

○金繁委員長 今、協働まちづくりまで踏み込んだほうがいいという意見と、そこまでは今回はまだいいんじゃないかなっていう意見とありました。その点についてと、それから「意見を聴取」っていうのを「町民の意見・情報を集約し」とか「情報共有し」とか、こうフラットな表現に変えるか。

嘉喜山委員、お願いします。

○嘉喜山委員 これ「基本条例に基づき」という文言からして、福島町であればこの「協働のまちづくり」とかっていうのは、ちょっと基本条例からは出てこない、読み取れない部分なんで、ここはやはり確かに委員長言うたように、上から目線のところを改めた上で、もう少し、言葉、今すぐに出てきませんが、基本条例の中から言葉を選んで規定すればいいんじゃないかなと今思ってます。

○金繁委員長 その「聴取」は、「集約し」とか、「情報共有し」とか、そうしますか。

吉田委員。

○吉田委員 「意見の情報を集約し」でいいんじゃないですか。意見情報ですよ。

○金繁委員長 ほかに御意見ありますか。

「意思疎通を図るためのかけ橋」は、これでいいですかね。

特になければ、このままでいっておきますか。

2について、発行及び編集体制、議会だよりの発行については議長の指揮のもと、議会から委任を受けた議会だより編集委員会が編集作業を行う。なんですが、これで組織をどういうふうにするかということと絡んでくるので、ここでもう決めてしまうのは難しいところかなと思うんですけども。というのは議長の指揮のもつていうので、議長とその編集委員会なのか広報広聴委員会なのか、その関係はどうなのかっていうところに関わってくるので、ここはちょっと、今ここで決めるのは情報不足というか、難しいかなという気は少しするんですけど、どうでしょうか。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 やはり、一つの独立した委員会という概念からすると、ここの「議長の指揮のもと」にっつてのはなくてもいい。そやから最終的に決裁するのは議長であるけど、指揮は委員長だと思っています。

○金繁委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見ありますか。ほかの要綱を見ても、「議長の指揮のもと」という文言は、今持っている資料の中ではほかの議会ではなかったの、私も嘉喜山委員の意見が、こう私も思うんですが、皆さんどうでしょうか。

異論なければ、「議長の指揮のもと」はちょっと一旦消しておいて、編集委員会が編集作業を行うと。この名称についても、また9月の研修等を見て広報広聴委員会にするのか、議会だより発行委員会にするのか、特別委員会にするのか常任委員会にするのか、検討しないといけなと思います、そのときに最終決定するというのでいいですか。

3番目の基本方針(1)正確かつ公正で客観的な紙面づくり、(2)読みやすく親しみやすい紙面づくり、(3)議会の視点を伝える紙面づくり、(4)住民参加の紙面づくり、(5)多様な媒体による情報発信、この「多様な媒体」というのはオンラインとかっていうことを含めて書いていただいていると思うんですが、これ以外に何かあるとか、ここを修正したほうがいいのか御意見ありますか。

尾崎委員。

○尾崎委員 5番の「多様な媒体」というのは、いろいろ察するに議会だよりをインターネット等でも視聴できるようにするということです。

参考資料を見て気づいたことなんですけれども、松野町議会は議会の様子はインターネットで視聴できるように、そして丹波篠山市議会はですね、議会中継の様子がユーチューブのほうで視聴できるようになったんですけど、気づいたのはこの発行する議会だよりにQRコードを付して、そこからスマホで・・・できるんで。

そう、愛南町議会もインターネットにかかる予定で、いろんな議会の情報を出しておりますが、やっぱりさっきの話もありますけど、ネット視聴率っていうのは、・・・中では低いと思うんですよ。やっぱり今後は、ネット視聴率を上げるような方策も、そのためにやっぱり今度発行する議会だよりの中にQRコードを付して、ネットのほうでも見えるように工夫していくことが大事かなと。

ぜひともQRコードを考えてもらいたいです。

○金繁委員長 考えていきましょう。すばらしい。QRコードをね、付すようにということで、それは作る時にぜひ入れていただきたいことですが、ほかに何かありますか。議会によってはフェイスブックとかラインとかもされていて、またそれは研修のときにもいろいろと参考になるところが出てくるかと思えます。これなければですね、私1点ですね思ったのは、2番の「読みやすく、親しみやすい紙面づくり」なんですけど、これでもちろんいいんですけど、もう一つですねほかの議会を見てみると、「町民目線で分かりやすく」とか、「分かりやすく」という一言が入ってるんですね。「読みやすい」というのは「分かりやすい」ということにもなるかとは思いますが、どうでしょうか、入れなくてもいいでしょうか。

(発言する者あり)

○金繁委員長 はい。

○尾崎委員 これは、親しみやすいということに結果なんやけど、読みやすく分かりやすく、そういった紙面づくりをしませんとね。総括したら、親しみやすいし、ここは「分かりやすい」にした方がええんやないですか。

○金繁委員長 「分かりやすい」にした方がいい。

ですよね。

「読みやすく、親しみやすい」を。

(発言する者あり)

○金繁委員長 「分かりやすい」、そうですね。

(発言する者あり)

○金繁委員長 なるほど。

(発言する者あり)

○金繁委員長 異論なければ、「読みやすく、分かりやすい紙面づくり」でよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○金繁委員長 そして次、なければ次ですね、掲載事項

(1) 本会議に関すること。

①議案表決結果、②一般質問、③請願及び陳情、④意見書及び決議

(2) で委員会に関すること。

①付託された案件の審査経過と結果、②所管事務調査報告

(3) 議会基本条例に定める議会活動に関すること。

①議会報告会、②議会研修、③その他

(4) その他、議会が適切と認める事項 と書いていただいています。

ほかに、いかがでしょうか。

これもあるよとか、参考資料のほう見ていただくと例えば御船町の5条には(3)で全員協議会、特別委員会っていうのも明記してます。その次の(4)で請願及び陳情に関する事項というのも明記しています。そして(6)で町民投稿、町民による投稿ということが書いてあります。福島町議会は、もっとより詳しいんですけど、ここでもですね第4条の(5)に町民の声、ね書いてます。両方に共通するのは「町民の声」ということなので、「町民の声」っていうの、どっかに明記しとったほうがいいのかなと私は思ったんですけども、それから特別議会、委員会を入れるか、全協とかね。

いかがでしょうか皆さん。あと議会の使い方、もちろんこういうのも入ってくると思うんですけど、書いておかないと忘れてしまう可能性もあるかなという気もしますが、どうでしょうか皆様。

少林委員。

○少林副委員長 記載事項を見ると町民の関係は全然入ってませんでしたね。気がつきませんでした。ほかの議会だよりって町民の意見とか、車座会議で出てきたこととか、いろんな人にスポットを当てて出てきたと思いますので、これは何か入れんといけんのじゃないでしょうかね。

○金繁委員長 ほかの御意見、ほかの方。

吉田委員。

○吉田委員 4番のところに、その他、議会が適当と認める事項ってありますよね。

(発言する者あり)

○吉田委員 4番のところに書いてます。適当と認める事項の中に、括弧するかどうかして町民の意見を声をというところも少し、などということを入れればいいんじゃないかなと思いますけど、あんまり詳しくしすぎると今度町民からの意見の何て言うんですかね。これ議会でも当然適当かどうかってのは審議しますが、多くなりすぎるといいことではあるんですけども、な

かなかこう何ていうんですかね、道筋がきちっと出来ないんで、その他、議会が適当と認めるところで判断すればいいんじゃないですか。括弧して「住民の声」とかにすればいいんじゃないかなと思います。

○金繁委員長 ほかに御意見ありますか。その他のところで、「町民の声」ということです。

ほかに御意見ないですかね。もう愛南町の議会だよりのね基本姿勢でも、町民に提供して町民の意見を集約して、町民との意思疎通を図るためのかけ橋なので、すいません私の意見を言ってしまうんですけど、その他よりは、ちょっと独立で入れとったほうがいいんじゃないかなという気はするんですけど、どうでしょうか。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 僕は吉田委員と同様で、この4番の中に包含するというのでいいんじゃないでしょうかと思います。

○金繁委員長 吉田委員。

○吉田委員 一つですね、多分ね投書が多くなってくると思うんですよ。それに対して対応が出来なくなってくる。例えば投書したのに出してくれないとかね、今度、不平不満がたまってくるんで、ここは逆に我々が取り上げていく、吸い上げていく、さっき見た車座会議みたいなところでこういう情報が出ましたよというのを我々が取り上げていくという形にしとくスタンス。多分ね投書が、変な投書がたくさん来るようになると困るんで、困るといふか良い投書だったらいんですよ。何か訳の分からない投書が来ると大変なことになるんで、あそこは、その他でしといたほうが私は無難だと。

○金繁委員長 という意見もありますがどうでしょうか。町民の方たちのモニター制度をね、視察先どこでもされていて、町民の方によるモニター制度っていうのも別途検討することになるかとは思いますが、そこで取捨選択していただいたりとか意見を聞いて、声を載せていくということをほかの議会はされてるのかなと思います。すいませんが、どうでしょう。

少林委員。

○少林副委員長 基本姿勢の中で、町民の意思疎通を図る、あるいは町民の情報を集約しと書いてある点と、やはり合わすためにやっぱりこの「町民の声」を、これやっぱ独自で入れとくべきだろうなど。その他、議会が認めるにはさらにそのプラス、もう一つ違う（5）なんだろうなど。この「町民の声」っていうのは、生の投書みたいなものを考えるともう非常にしんどいんですがそうではなくて、何かの制度で「町民の声」を吸い上げる、先ほどモニターのことがあったりしますが、いろんな形でできるので、必ず「町民の声」は入れるというところがないと逆にいけないんじゃないかなというふうに思っているんで、私はここは独立して、1項目あるべきかなと思います。

○金繁委員長 まだ発言されていない方どうでしょう。

池田委員。

○池田委員 吉田委員、嘉喜山委員と同じで、その他で、まず、まずその他でということで、こちらでいいと思います。

○金繁委員長 尾崎委員はどうですか。

○尾崎委員 福島町、御船町はそれぞれ入れとりますけど、その他議会・・・・・・・・・・

○金繁委員長 その他、（4）のその他のところで、「町民の声」を入れたらいいんじゃないかという御意見が多いので、そうしておきますかね。

ほかに何かないですか。

その他のところでね、全協とかね、いろんなことも入ってくるので、議会に関することではかに入れたほうがいいっていうことはないですかね。

なければ最後、作業区分に入ります。

(1) 議長、議会だよりの発行について総括する。編集委員会が指定する原稿を作成する。

(2) 編集委員会、編集委員会は議会から編集の権限を委任され、公正で客観的な編集を行う。依頼原稿以外の原稿を作成する。

(3) 常任委員会等の委員長は、編集委員長が指定する期限及び文字量で次の原稿を作成する。①委員会付託された議案の審議経過と結果、②所管事務調査の結果、③その他、編集委員会が指定する原稿、あれ、これ特別委員会ってのは入ってないんですね。

(4) 議員、編集委員会が指定する期限及び文字量で次の原稿を作成する。①自らが行った一般質問の質問と答弁、②自らが行った討論の内容、③その他、編集委員会が指定する原稿ということですね。

(3) 常任委員会等って書いてあるのは、特別委員会を含むということなんですかね。でもこれだけ見ると常任委員会だけでいいのかというふうにもとられるので明記しといたほうがいいかなと、ちょっと読みながら疑問に思ったんですけど。

この点含み、皆さん御意見お願いします。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 まず(1)この議会、議長の総括する。

○金繁委員長 さっきとったんですよ組織をね。

(発言する者あり)

○金繁委員長 総括とは何ですか。

(発言する者あり)

○金繁委員長 事務局長、お願いします。

○本多事務局長 一応イメージとしてはですね、委員会は独立しておりますので編集委員のですね、作業を見せた場合は、その編集のですね、最終的な責任といたしますか、は、委員長になろうかと思えますけども、あくまでもですね、議会を代表するのは議長です。もし対外的にですね、何らかのトラブルがあった場合について愛南町議会を対応するのはあくまでも議長でありますので、先ほど嘉喜山委員がですね、・・・で言われたように、最終的な決裁は議長ということで、そういった意味での総括というふうに考えております。

以上です。

(発言する者あり)

○金繁委員長 事務局長。

○本多事務局長 すいません。なかなかちょっと難しいところなんですけども、先ほど言ったように編集についてはですね委員会で任せるので、編集の最終的な責任は委員会、そして代表する委員長になろうかと思うんですけども、対外的な機能はないです。何で、例えば議会だよりを発行した後に、この写真はどのように使ったのっていうトラブルがあった場合、愛南町議会に向かってくるわけなんですけども、愛南町議会に対外的機能があるのは、議長です。そういった意味で、その委員会を広くまとめる総括的な部分については、やはり議長の、なるのかなというイメージでここについては定めているというふうに理解してください。

以上です。

○金繁委員長 総括という言葉、今説明いただいたような対外的な機能という意味がさっと分かるような言葉に変えるかどうかなんですけど、これはどうでしょうか。研修を受けてから、ほかの議会の方たちの情報なども交えて、最終的にまた委員会で決定しますか。

いいですか。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 ということであればですね、議会だよりについて、「発行」は、のけて「総理」、「総理」する。

○金繁委員長 「総理」。総理大臣の「総理」。それ難しいな。あまり聞いたことないな。

(発言する者あり)

○金繁委員長 「議会だよりの発行について」を取って、議長は。

(発言する者あり)

○金繁委員長 議会だより全般について。

(発言する者あり)

○金繁委員長 総括する。議会だより。

吉田委員。

○吉田委員 議会だよりの発行じゃなくて編集についての総括でしょ。

○金繁委員長 編集というとプロセスが入るんじゃないかなと思うんですけど、事務局長どうでしょうか。

○本多事務局長 先ほど言ったようにですね、編集については恐らく議会のほうから委員会に任せられると思いますので、編集についてはこの委員会になるのかなという気はするんですけども、あくまでも議会だよりの発行というのは、議会活動ですので、議会活動について、その指揮監督するのは最終的には議長ということになると思うので、そういった意味でちょっと考えていただければというふうに考えてます。

以上です。

○金繁委員長 吉田委員。

○吉田委員 これは議長の立場っていうんですかね。議長の最終的な責任ということですよ。それだったらそれでもう、これ入れなきゃまずいでしょうと思います。

○金繁委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 提案ですけれども、議会は議会だよりの発行に関して全責任と権限を有する。

○金繁委員長 すいません、もう一度お願いします。議長ですよ。

○尾崎委員 そう。1番とこです。

○金繁委員長 もう一度お願いします。

○尾崎委員 議長は、議会だよりの発行に関して、議会だよりの発行に関してですよ。

○金繁委員長 発行に関して

○尾崎委員 全責任と権限、・・・、発行に関しての権限、責任と権限両方明記した方がいいんじゃないかなと。・・・。

○金繁委員長 事務局長。

○本多事務局長 すいません。この部分についてなんですけども、適当な言葉かどうか、まだ、思い浮かばないんですけども、結局ここに書いてあるのはですね、ここで特別に議長に対して権

限を付与したわけではなくて、議長が今、既に持っている権限を再確認しているだけなんです。そういったことで適当な言葉を探してみたらどうかと考えております。

以上です。

○金繁委員長 そうですよ。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 本多君、言ったように結局、発行後の責任も議長がとるんであれば、その発行はのけて、すんなりと、さらりと議会だよりについて総括するのほうは私がいいと思うんですけどね。

○金繁委員長 局長どうなんですかね、この「発行」っていうのに言葉を入れられたのは、最終的な、そのでき上がったものについてっていう、こう限定的な意味ですよ、きっとね、編集のプロセスで、それは書いたら駄目とか、修正しろとかそう編集長的なことをするのではなくて、出来たものに関してを意味するために「発行」ということなのかなと思うんですが、どうでしょうか。

○本多事務局長 議会だよりを発行するという事全て、これはあくまでも議会の議会運営、議会の広報編集委員会を発行するのではなくて、愛南町議会が発行するもので、その愛南町議会が発行することについて、最終的な権限とか対外的な権限と責任を向かう先は議長ということで載せさせていただいてるんですけども、他の自治体も全く同じ条件なんで適当な言葉をですね、また今後また探して、入れたらいいかなというふうに考えております。

以上です。

○金繁委員長 では、ここはちょっと置いときますか。9月末には、研修で非常に多くの情報がいただけると思うので、手に入ると思うのでそれを待ちますか。

私、(3)の常任委員会等というのはどうなんですかね。特別委員会も明記しといたほうがいいかと思うんですけど。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 そのとおりで、これ常任というのをのけたほうがいいんじゃない。

○金繁委員長 なるほど。

(発言する者あり)

○金繁委員長 でもそれを抜けてしまうと編集委員会とも含むような形になってしまうんですけどいいですかね。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 それも必要なときはあるんじゃないかなと思うんですけど、例えば編集後記とかいうのもあるし、また議運で出すケースもある。ですよ。

○金繁委員長 そうですね。

(発言する者あり)

○金繁委員長 なるほど、じゃ常任をとって委員会等、等はどうでしょうか。

吉田委員。

○吉田委員 常任・特別委員会でいいんじゃないですか。

○金繁委員長 等を取って、常任・特別。

尾崎委員。

○尾崎委員 各種委員会の・・・・・・はどうでしょう。

○金繁委員長 事務局どうでしょう、各種ってというのはどうなんでしょうか。

もしくは常任・特別委員会。それ以外の委員会。

(発言する者あり)

事務局長お願いします。

○本多事務局長 議会ですね、委員会というのはもう常任委員会ともう特別委員会の二つしかないの、言葉の表現の仕方だけだと思うんですけども、どうします、常任・特別でもいいし、その場合は等は要らないかなという気はしますし、その他でまとめてもらえたらと思います。以上です。

○金繁委員長 議運は、どちらかに入るんですかね、特別委員会なんですかね。

事務局長。

○本多事務局長 失礼しました。そうですね、今委員長おっしゃったとおりで、議会運営委員会は別にありますね。

以上です。

○金繁委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 だから委員会等が僕はベストだと思うんですけど。

○金繁委員長 委員会等にしておく、広く。

どうですか吉田委員。

○吉田委員 私は、別にそれは構いません。

○金繁委員長 構いませんか。はい、じゃこ委員会等でもよろしいですかね。では、事務局の許可も得ましたので、委員会等にしておきましょう。

ほかに何かございますか。

なければ、編集要綱は一応これで検討事項は若干残ってますが、一応これで決めておきたいと思います。

ではその他、何かございますか。

なければですね、私のほうから今度8月7日に中村先生、早稲田大学マニフェスト研究所の事務局長中村健氏がいらしてください。皆さんの質問を事前に出していただいております、活発な議論を是非お願いいたします。

今日一応決めたこの発行要領と要綱を先生に事前に私たち、これでこういうのを作ってみたんですってデータを送っていただいて、当日8月7日に先生に御意見もまたいただけたら、今日ペンディングにした保留にしている点についても、アドバイスをいただけるんじゃないかと思うのですが、いかがでしょう。

よろしいですか。

ではそういうことで、事務局にお願いしておきます。

それから9月の末の東京での研修、議会だよりの研修なんですけど、今年のチラシはまだ来ないんですよ、事務局長。

事務局長。

○本多事務局長 先般ですね、先週末だったと思うんですけども県事務局のほうから予定は送られてきたんで、ちょっと今からですね、人数分コピーしてまいりますので少々お待ちください。

休憩をお願いします。

○金繁委員長 すいません。休憩します。

(休憩)

○金繁委員長 休憩前に引き続いて、委員会始めます。

令和5年度町村議会広報研修会開催要綱、今年度の情報を事務局からいただきましたので、また御覧になっておいてください。これについては議会全体の研修とするのかどうかということで、28日の全協で話し合いされるということです。皆さんこれを御覧になって、いろいろと御意見もあるかと思いますが、そのときにおっしゃってください。議会として、失礼、委員会としてこの研修を受けた前後に議会だよりに関して視察を行うかどうかなんですけど、どうなんでしょうか、ここにいろんな議会の関係の議員さんたちが集まっているので、そこで情報交換もできるかとは思いますが、どれぐらいの時間があるかどうかはちょっと分からないですよ。休憩時間ぐらいしかないかと思うので、視察の希望があれば今話しておいたほうが良いですよ。28日だと、もう皆さんの全体の話し合いになりますもんね。どうでしょうか。研修テーマ三つありますね、広報担当者が知っておきたい法律知識、広報紙づくりのポイント、デザインの力でもっと伝わる議会広報紙にという三つですね。じっくりと今日出てきたような疑問点とか、もっと勉強、情報いただきたい点について必ずしもこの中で出るとは限りませんが、この前後、委員会としてどこか視察を考えますか、どうしましょう。

ちょっと休憩しましょうか。

休憩します。

(休憩)

○金繁委員長 では、休憩前に引き続き委員会に戻ります。

では、視察に関しては9月の26日に東京に行った後、内子議会に寄り、具体的に発行について、また視察に行くということを方向で考えていくということにしたいと思います。

今日の議案というか内容についてはこれで、よろしいですかね。

次回は8月7日、全員で受けることになりましたが中村先生の、失礼8日でした。8日の中村先生の研修を受けて、活発な質疑応答などお願いいたします。それを受けてまた、協議会でもね、そのあと行いますかね。次についてまたそのときに決めましょう。

よろしいですか。

では、今日はこれにて終わりたいと思います。

○少林副委員長 私が何かいいですかね。新しいことにチャレンジしていく会が、魅力的にアドバイス、アイデアを出したり、確かに一歩前進しているなっていう心地よさを今日は味わうことができました。またさらに前進してまいりましょう。

今日はどうもありがとうございました。

議会だより発行準備特別委員会委員長